

## 【事案Ⅱ-7】入院・通院共済金請求

- ・ 平成 23 年 2 月 2 日 裁定申立受理
- ・ 平成 23 年 12 月 9 日 裁定終了

### <事案の概要>

契約後間もない糖尿病による入院・手術の請求について、契約前の受診歴はないが病識はあったことを理由に入院共済金等を支払わないことを不服とし、入院共済金等の支払いを求め申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

次の点から、入院共済金および手術共済金を支払うべきである。

- (1) 契約時点では、当該疾病での受診歴もなく病識もなかったことから、発効日後の発病である。
- (2) 同時期に契約した他の生命保険会社は支払済である。

### <共済団体の主張>

本件申立は理由がなく申立を棄却するとの判断を求める。

- (1) 被申立人の発効日後の発病として取扱う基準は、次のいずれも確認できる場合である。
  - ・ 病識がないこと。
  - ・ その疾病に関して告知日前に受診歴がないこと。
- (2) 診断書兼入院証明書の所見には「約 20 年前より糖尿病を指摘されるも、加療を受けず経過、瀕尿・視力低下を主訴に…」とあることから、契約発効日以降の発病には該当しないと判断し対象外とした。

### <裁定の概要>

審議会では、申立人および共済団体から提出された書面に基づき審議した結果、下記理由により、申立金額の支払いを認めるとの裁定をし、裁定手続きを終了した。

- (1) 本件での争点は、本件共済契約の発効日以前に申立人に医学的見地から糖尿病が発病したといえるのか否かである。契約発効日前の発病を認定するには、すくなくとも医学的発病診断基準とこれを充足する検査結果による、医学的見地からの医師による発病診断が必要であると考えられるが、本件共済契約発効前に、医学的見地から医師による糖尿病の診断の事実、その前提としての検査等の事実が判然としないのでこれを認定できないし、その結果、糖尿病発病の事実を認定することもできない。
- (2) 被申立人の内部基準は、契約発効前発病について共済金を支払えない場合を規定するものであり、告知義務違反の問題とは異なる制度であり、契約時にこのような内部基準を具体的にわかりやすい形式で契約者に示していない限り、

契約内容を規定するものとはなり得ないところである。

従って、医学的見地を離れて、上記内部基準の適用によって発病の有無を認定することはできない。